

## 環境配慮推進状況評価表（事業種別）

部 局 名： 企業局

事業種名： 水道施設の整備

### 1 取組の概要

（各部局における埼玉県環境配慮方針（埼玉県環境保全率先実行計画）～公共事業関連～に基づく環境配慮の推進状況の概要を記述する。）

水道施設の新設や改良に関する設計にあたっては、浄水場の水運用だけではなく、環境に配慮した仕様の選定や環境への負荷の少ない工法の選定などについても十分考慮し、進めている。

また施工にあたっては、再資源化資材の有効活用、掘削土の工事間利用など環境への負荷を少なくするよう取り組んでいる。

県営水道は常時多量の電力を使用し、各受水団体へ送水している。エネルギーの有効活用の観点から省エネルギー型、高効率の設備機器の導入についても更新時期を見据えて進めている。

### 2 主な成果

#### 中継ポンプ所拡張整備事業

上赤坂中継ポンプ所送水調整池の築造においては、大規模土工や多量の資機材吊上げを要したが、排出ガス対策型や低騒音型の建設機械を使用し、オオタカ等が生息する周辺の閑静な環境に対する負荷を軽減した。

また、セメント固化材による基礎部地盤改良においては粉じんの飛散を防止するため、周囲に防護柵を設置した。

江南中継ポンプ所送水調整池の築造においては、排出ガス対策型や低騒音型の建設機械を使用し、環境に対する負荷を軽減した。

#### 水道施設耐震化事業

排出ガス対策型や低騒音型の建設機械を使用し、周辺環境に配慮して施工した。

### 3 今後の方針

( 環境配慮の充実にに関する各部局の今後の考え方を記述する。 )

企業局では効率的に水道施設を整備するため、水道施設整備計画を策定し、計画に基づいて各種事業を進めている。

当該計画において、個別評価に関する評価単位及び対象規模に該当する事業として、直近では浄水場の備蓄施設築造、中継ポンプ所の施設増強がある。

施工環境は各々異なるが、制約された作業ヤード内での大規模土工の実施や杭打機など大型重機を使用するため、周辺環境へ十分配慮のうえ、事業を推進していく。

### 4 課題

( 環境配慮の充実のために解決が必要と考えられる課題があれば記述する。 )

特になし

### 5 事業一覧

( 様式第 1 号により個別評価を行った事業を列挙する。 )

別表 - 2 のとおり

別表 - 2

個別評価事業一覧

事業年度：平成28年度

部局名：企業局

事業種名：水道施設の整備

番号	事業名	配慮事項・ 段階	該当 チェック数	実施 チェック数	環境配慮 実施率	総合 評価
1	中継ポンプ所拡張整備事業	施工段階	4	4	100	5
2	水道施設耐震化事業	施工段階	4	4	100	5
	合計		8	8	100	

## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 企業局 課・所・室名 水道整備事務所

事業の種類	水道施設の整備	事業名	中継ポンプ所拡張整備事業
事業の規模	上赤坂中継ポンプ所及び江南中継ポンプ所における送水調整池増設	実施場所	狭山市上赤坂地内ほか
計画期間	平成25～28年度	段階	施工段階
<p>事業の概要：</p> <p>地震などによる長時間の停電においても必要な水量を確保するための送水調整池を増設するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上赤坂中継ポンプ所（狭山市） 20,000 m<sup>3</sup> / 池 × 2 池</li> <li>・ 江南中継ポンプ所（熊谷市） 10,000 m<sup>3</sup> / 池 × 1 池</li> </ul>			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

**【記入方法】**

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施工時の建設機械については、排出ガス対策型、低騒音型、低振動型の機械を使用し、大気汚染の防止に努めた。</li> <li>・ 切込砕石及び粒調砕石は再生材を使用するとともに、建設発生土は産業団地の造成地に搬出し公共工事間での流用を図った。</li> <li>・ 地盤改良時の粉塵飛散を防止するため改良範囲の周囲に防護柵を設置したほか、工事用車両の通行時に粉塵が飛散ないように散水を綿密に行い近隣に配慮した。</li> </ul>
今後の事業にあたっての配慮すべき事項	<p>本事業と同様の目的で浄水場に備蓄施設を整備する事業を現在進めている。</p> <p>継続して、環境負荷の低減に努めていく。</p>

【記入方法】

1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。

なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。

総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

# 別表 - 1 11 水道施設の整備に関する環境配慮方針

事業名	中継ポンプ所拡張整備事業
-----	--------------

		配慮時期			チェック	
		構想・計画段階	設計段階	施工段階	該当	実施
<b>基本方向 1</b> 環境への負荷の少ない地域社会の実現						
<b>基本的配慮事項 1</b> 都市計画や土地利用などに関する計画との整合を図るため、早い段階からの調整に努める。 また、連携、協力できるものはないか、周辺地域の他の事業を注視し、構想段階からの調整を図る。						
個別事項	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。					
	周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。					
<b>基本的配慮事項 2</b> 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤沈下等の環境保全上の支障が生じないように適切な配慮を推進する。						
個別事項	工事の施工に当たって、環境対策型建設機械を選定するなどし、大気汚染・騒音・振動等の環境の保全に努める。				✓	✓
<b>基本的配慮事項 3</b> 水処理過程で生じる浄化発生土の有効利用を推進する。						
個別事項	浄水発生土については園芸用土等への有効利用を拡大する。					
<b>基本的配慮事項 4</b> 建物資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。						
個別事項	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。				✓	✓
	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。				✓	✓
	建設副産物の削減とリサイクルを推進する。				✓	✓
	日頃適切な補修管理に努めるとともに、建て替えや増改築を行う時には、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。				-	-

<b>基本的配慮事項 5</b>					
建物耐用年数を長くするよう努める。					
個別事項	建物の耐久性に配慮する。				
	改修・修繕の容易な建物となるよう努める。				

<b>基本方向 2</b>	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期			チェック					
		構想・計画段階	設計段階	施工段階	該当	実施				
<b>基本的配慮事項 1</b>										
建設予定地や周辺に保全すべき動植物がないか、早い段階から調査し、動植物の生息・生育への影響ができるかぎり少なくなるよう配慮するとともに、歴史的環境等の保全と創造に配慮する。										
個別事項	さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握し、希少野生生物の生息・生育空間の確保に配慮する。									

<b>基本方向 3</b>	地球環境の保全の推進	配慮時期			チェック					
		構想・計画段階	設計段階	施工段階	該当	実施				
<b>基本的配慮事項 1</b>										
エネルギーの有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境の保全に配慮する。										
個別事項	建物の断熱化を図る。									
	エネルギーの効率的利用を図る。									
	自然エネルギーの活用を図る。									
	新エネルギーの活用を検討する。									
	電気設備の適切な運用を図る。									
	空調設備がある建物では、ゾーニングの工夫を行う。								-	-

高効率設備の導入を検討する。				-	-
熱利用の多い建物では、コージェネレーションの導入を図る。				-	-
				実施率 (b / a (%))	合計 (a)
				100	4
					合計 (b)
					4

**【記入方法】**

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	5
------	---

**【評価基準】**

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 企業局 課・所・室名 水道整備事務所

事業の種類	水道施設の整備	事業名	水道施設耐震化事業
事業の規模		実施場所	さいたま市桜区大字宿地内ほか
計画期間	平成26～34年度	段階	施工段階
<p>事業の概要：</p> <p>重要な水道施設については、その施設で発生すると想定される最大規模の地震に対する耐震化が必要となる。管理棟など中枢施設の耐震化は完了しているが、水処理施設や浄水備蓄施設の耐震化は未了であり、大規模地震が発生した場合、被害を受けるおそれがある。</p> <p>耐震化が必要となる施設について、計画的に補強工事を行うもの。</p> <p>対象施設</p> <p>県営5浄水場及び5か所の中継ポンプ所の水道施設</p>			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

**【記入方法】**

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

<p>特に配慮した事項</p> <p>施工時には排出ガス対策型、低騒音型、低振動型の建設機械を使用し、近隣への配慮及び大気汚染防止に努めた。</p>
<p>配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項</p>

【記入方法】

1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。

なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。

総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

# 別表 - 1 11 水道施設の整備に関する環境配慮方針

事業名	水道施設耐震化事業
-----	-----------

		配慮時期			チェック	
		構想・計画段階	設計段階	施工段階	該当	実施
<b>基本方向 1</b> 環境への負荷の少ない地域社会の実現						
<b>基本的配慮事項 1</b> 都市計画や土地利用などに関する計画との整合を図るため、早い段階からの調整に努める。 また、連携、協力できるものはないか、周辺地域の他の事業を注視し、構想段階からの調整を図る。						
個別事項	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。					
	周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。					
<b>基本的配慮事項 2</b> 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤沈下等の環境保全上の支障が生じないように適切な配慮を推進する。						
個別事項	工事の施工に当たって、環境対策型建設機械を選定するなどし、大気汚染・騒音・振動等の環境の保全に努める。				✓	✓
<b>基本的配慮事項 3</b> 水処理過程で生じる浄化発生土の有効利用を推進する。						
個別事項	浄水発生土については園芸用土等への有効利用を拡大する。					
<b>基本的配慮事項 4</b> 建物資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。						
個別事項	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。				✓	✓
	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。				✓	✓
	建設副産物の削減とリサイクルを推進する。				✓	✓
	日頃適切な補修管理に努めるとともに、建て替えや増改築を行う時には、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。				-	-

<b>基本的配慮事項 5</b>					
建物耐用年数を長くするよう努める。					
個別事項	建物の耐久性に配慮する。				
	改修・修繕の容易な建物となるよう努める。				

基本方向 2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期		チェック	
		構想・計画段階	設計段階	施工段階	該当
<b>基本的配慮事項 1</b>					
建設予定地や周辺に保全すべき動植物がないか、早い段階から調査し、動植物の生息・生育への影響ができるかぎり少なくなるよう配慮するとともに、歴史的環境等の保全と創造に配慮する。					
個別事項	さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握し、希少野生生物の生息・生育空間の確保に配慮する。				

基本方向 3 地球環境の保全の推進		配慮時期			チェック	
		構想・計画段階	設計段階	施工段階	該当	実施
<b>基本的配慮事項 1</b> エネルギーの有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境の保全に配慮する。						
個別事項	建物の断熱化を図る。					
	エネルギーの効率的利用を図る。					
	自然エネルギーの活用を図る。					
	新エネルギーの活用を検討する。					
	電気設備の適切な運用を図る。					
	空調設備がある建物では、ゾーニングの工夫を行う。				-	-
	高効率設備の導入を検討する。				-	-
	熱利用の多い建物では、コージェネレーションの導入を図る。				-	-
		実施率 (b / a (%))		合計 (a)	合計 (b)	
		100		4	4	

**【記入方法】**

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価

5

**【評価基準】**

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。